

東山梨行政事務組合建設工事請負契約に係る指名停止等措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東山梨行政事務組合が発注する建設工事及び建設工事に係る調査、測量及び設計（以下「組合工事」という。）の適性かつ円滑な施工を確保するため、東山梨行政事務組合（以下「組合」という。）が行う指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 管理者は、東山梨行政事務組合建設工事入札参加有資格者名簿に登載された業者（以下「業者」という。）が、別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、必要に応じて東山梨行政事務組合入札者指名選考委員会の意見を聴き、情状に応じて別表第1及び別表第2に定めるところにより期間を定め、当該業者について指名停止を行うものとする。

2 管理者は、別表第2の4から10までを理由として指名停止を行うときは、あらかじめ日下部警察署長の意見を聴くものとする。

3 管理者が指名停止を行ったときは、工事請負契約のための指名会議を行うに際し、当該指名停止に係る業者を指名してはならない。この場合において、当該指名停止に係る業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負業者及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 管理者は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき下請負業者があることが明らかになったときは、当該下請負業者について、元請負業者の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 管理者は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員である業者について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 業者が一つの事案により別表第1及び別表第2の措置要件の二つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期について、それぞれ

れ最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表第1及び別表第2に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

(1) 別表第1又は別表第2の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1又は別表第2の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2の1から3まで又は11から15までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表の1から3まで又は11から15までの措置要件に該当することとなったとき。(前号に掲げる場合を除く。)

3 管理者は、業者について、情状酌量すべき特別の事由があり、別表第1、別表第2又は前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。

4 管理者は、業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1、別表第2又は第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。ただし、当該長期の2倍が36箇月を超える場合は36箇月まで延長することができるものとする。

5 管理者は、指名停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表第1、別表第2、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができるものとする。

6 管理者は、指名停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該業者について指名停止を解除するものとする。
(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 管理者は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表第1及び別表第2に定めるところにより指名停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確

保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当する場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は管理者が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2の12又は14に該当したとき。
- (2) 別表第2の11から15までに該当する業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当するものをいう。）であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2の11から13までに該当する業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく関係部局長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又は入札談合等関与行為があったことが明らかとなった場合において、当該関与行為に関し、別表第2の11から13までに該当する業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 組合職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（同条第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2の14又は15に該当する業者に悪質な事由があるとき。

2 管理者は、別表第2の11から13までの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすることができる。この場合において、この項前段の期間が同表の11から13までに規定する期間の短縮を下回るときは、前条第3項の規定を適用するものとする。

(工事事務等の報告及び指名停止の通知)

第6条 組合工事を所管する課(所)長は、この告示に該当すると思われる工事事務等が発生したときは、様式第1号により速やかに管理者にその旨報告するものとする。

2 管理者は、第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、部課又は出先機関の長に対し様式第2号により、当該業者に対しては様式第3号から様式第5号までにより遅滞なく通知するものとする。ただし、当該業者について、管理者が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができるものとする。

3 管理者は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が組合の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の制限)

第7条 管理者は、指名停止の期間中の業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ管理者の承認を受けた当該業者については、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 管理者は、指名停止の期間中の業者が組合の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない場合の措置)

第9条 管理者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(贈賄、暴力団関係者等、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合、建設業法違反行為及び不正行為等に基づく措置の適用範囲)

第10条 贈賄、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合、建設業法違反行為及

び不正・不誠実な行為を理由として指名停止を行う場合の適用範囲は、関東1都7県内とする。ただし、特に重大かつ悪質なもので管理者が必要と認めるものについては、全国適用もできるものとする。

2 別表第2の4から10までの理由で指名停止を行う場合の適用範囲は全国とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条及び第5条関係）

東山梨行政事務組合において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 組合工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載（電子入札での虚偽の入力を含む。）をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>2 組合の入札参加資格審査申請において、申請又は添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>3 組合工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときは除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p>
<p>4 組合工事以外の工事（以下、この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>5 3に掲げる場合のほか、組合工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>6 組合工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>7 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>8 組合工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4箇月以内</p>
<p>9 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2箇月以内</p>

別表第2（第2条、第4条、第5条及び第10条関係）

贈賄、暴力団関係者等、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合、建設業法違反行為及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 業者である個人又は業者である法人の役員若しくはその使用人が組合の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12箇月以上24箇月以内</p>
<p>2 業者である個人又は業者である法人の役員若しくはその使用人が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から9箇月以上18箇月以内</p>
<p>3 業者である個人又は業者である法人の役員若しくはその使用人が県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上12箇月以内</p>
<p>(暴力団関係者等)</p> <p>4 業者である個人又は業者である法人の役員等が、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき、又は暴力団関係者が業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12箇月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間</p>
<p>5 業者である個人又は業者である法人の役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するため、暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内</p>
<p>6 業者である個人又は業者である法人の役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内</p>
<p>7 業者である個人又は業者である法人の役員等が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内</p>
<p>8 業者である個人又は業者である法人の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内</p>
<p>9 組合工事の施工に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約について、その相手方が暴力団関係者若しくは暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められる者であることを知って契約を結んでいるとき、あるいはその相手方が暴力団関係者若しくは暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められる者であることを知らずに契約を結んでいる場合であって、当該暴力団関係者の排除に際し、市の求めに従</p>	<p>当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内</p>

わなかったとき。	
10 組合工事の施工に当たり、受注者が暴力団関係者から不当介入（不当要求又は工事妨害）を受けたにもかかわらず、その旨を発注者への報告及び警察への届出を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上4箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
11 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内
12 組合又は組合以外の公共機関が管内を地域として発注する工事等（以下「管内の公共工事」という。）に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から12箇月以上24箇月以内
13 管外の公共機関が発注する工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（前号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内
(競売入札妨害又は談合)	
14 管内の公共工事に関し、業者である個人又は業者である法人の役員若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から12箇月以上24箇月以内
15 業者である個人又は業者である法人の役員若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（前号に掲げる場合をのぞく。）	逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上12箇月以内
(建設業法違反行為)	
16 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
17 請負契約を締結した工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内
(不正又は不誠実な行為)	
18 別表第1及び上記措置要件に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、組合工事の請負契約の相手方として不適当であると認められたとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
19 別表第1及び上記措置要件に掲げる場合のほか、業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

様式第1号

東山行発第 号
年 月 日

東山梨行政事務組合管理者 様

所管課(所)長 名

工 事 事 故 等 報 告 書

発注者名		
工事名		
施工場所		
業 者	商号	
	代表者名	
	許可番号	(-) 第 号
	営業所所在地	TEL
工 事 事 故 等 の 内 容		

※工事事故等に係る現場略図等添付のこと

様式第2号

東山行発第 号
年 月 日

関係機関の 長

東山梨行政事務組合管理者

指名停止について

このことについて、次のとおり決定（変更）（解除）したので通知します。

	商号	
	代表者名	
	許可番号	
	営業所所在地	
指名停止期間		(変更) (解除)
(理由)		

様式第3号

東山行発第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

東山梨行政事務組合管理者

指名停止通知書

この度、貴 様が(の) ① ことは誠に遺憾である。
よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかることのないよう十分注意されたい。② (今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。)

記

- 1 指名停止の期間 ③
- 2 指名停止の理由 ④

(注)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②は、第5第3項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

様式第4号

東山行発第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名様

東山梨行政事務組合管理者

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け東山行発第 号をもって貴 の
指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止
の期間を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

様式第5号

東山行発第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名様

東山梨行政事務組合管理者

指名停止解除通知書

先に、年 月 日付け東山行発第 号をもって貴 の
指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したの
で通知する。